

② 市の業務改善を求める陳情

令和3年8月18日

浜田市では随時、市政に関して、市民から窓口、メール、文書等で、相談や質問、要望を受け付けています。これらの中にはその場で解決できるものと、調査や回答に一定の時間がかかるものがあります。

市の各担当課もたくさんの通常業務をおこなっており、その中で様々な市民からの相談や照会に対応してくださっています。そのため、「調査します。」や「検討します。」といった回答を下さった場合、一定の時間がかかるのは当然です。

しかし、民間事業者であれば、「調査します。」「検討します。」だけで放置した場合、その事業者は取引先からの信用を失い、取引がなくなり、経営に影響を与えかねません。そのため、「いつまでに」という期限をつけて相手に結果を返しています。

浜田市では、浜田市議会、地域協議会、パブリックコメント、その他の集会、付属会議、市長への陳情や請願、担当課への市民からの照会について、「調査します。」「検討します。」といった回答をすることがよくありますが、その際はつきりと「期限」について設定されないことが多いと感じます。

例えば令和3年4月6日に市長への陳情を行った「サン・ビレッジ浜田アイススケート場存続の検討について」に対して、4月20日に市長名で「検討したいと考えております。」と回答下さり、担当課へ調査・検討を指示された件について、陳情から4か月以上経った8月¹⁷日に担当課に問い合わせたところ、「他の施設の調査」や回答にある「活用策の検討」等、「何も行っていない。今後行う。期限について回答できない。」との回答でした。

サン・ビレッジ浜田については現在令和4年度以降5年間の指定管理者の募集が行われております。この施設のスケート場を存続するのか用途変更するのかは、指定管理者の業務内容、収支、人員配置（雇用）等に大きく影響を与えます。現在示されている募集要項では、市のスポーツ施設再配置・整備計画に示されている内容「スケート場について急激な利用者の増加が無い場合、令和5年度に多目的屋根付き広場に用途変更する」に沿わない「令和4年度から令和8年度の5年間、冷凍機を更新せず、冷凍機が故障した現状のままスケート場として運営（条例通りの期間運営できないが）する。ただし途中で用途変更もあります。」という内容で募集を行っています。途中（指定管理2年目）で用途変更する可能性があるのであれば、経営、雇用に影響を及ぼすため、当然変更後の業務内容、収支想定、人員配置を含む業務仕様書が必要であり、応募を検討する事業者からの「判断に必要なためこれらを示した上で、募集期間を延長してほしい」との要望に、担当課長は「示せるものがない。示す必要はない。」という回答でした。

浜田市スポーツ施設・再配置整備計画でスケート場を用途変更と決めた段階で、用途、工事費用、利用者数、利用範囲、利用料収入、ランニングコスト、等は想定していかなければなりませんが、「何も決まっていないため示せない。」という回答でした。なぜ、このような状況になっているのかは、「期限を決めて取り組まない」ためだと言えます。多くの業務があり、市民からの陳情や窓口での要望に対する回答内容への優先順位は低いかもしれません、指定管理の募集にも、指定管理者の経営や雇用にも影響を与えるのは明らかです。期限を決めて「調査する」「検討する」「結論を出す」というようにしなければ、何



カ月、何年経っても着手すらされないということが許されており、市民の信用を失っても構わないという姿勢に、市民としてとても残念な思いを何度もしています。

浜田市が、議会や市民への回答の中で、「調査する」「検討する」といったことについて、長すぎない期限を設定して業務に取り組んでいただけるよう、必要な議論の上、執行部に善処要望下さいますようお願い申し上げます。

浜田市国分町 1689-1

三島 淳寛

